

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
パプアニューギニア	道路補修機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の交換公文	道路補修機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	864,000千円 H26.11.30まで	H25.2.20 ポートモレスビー (同日)	日本側 岩崎慶治在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 リムベング・パト外務移民大臣	H25.3.11 65号
パプアニューギニア	メダイヤ教育機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の交換公文	メダイヤ教育機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	71,800千円 H28.8.31まで	H25.2.20 ポートモレスビー (同日)	日本側 岩崎慶治在パプアニューギニア大使 パプアニューギニア側 リムベング・パト外務移民大臣	H25.3.11 66号
パプアニューギニア	マダソン市場改修計画のための贈与に関する日本国政府とパプアニューギニア独立国政府との間の交換公文	マダソン市場改修計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,004,000千円 H29.5.31まで	H25.10.25 東京で (同日)	日本側 三ツ矢憲生外務副大臣 パプアニューギニア側 リムベング・パト外務移民大臣	H25.11.14 336号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。  
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。  
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。  
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。